

令和6年由仁町議会第3回定例会 第1号

令和6年9月10日(火)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和5年度由仁町健全化判断比率の報告
 - 4、令和5年度由仁町資金不足比率の報告
 - 5、令和5年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 令和5年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 令和5年度由仁町水道事業会計決算の認定について
- 8 議案第 1号 由仁町自家用有償旅客運送自動車の運行に関する条例の制定について
- 9 議案第 2号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 3号 由仁町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 4号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 5号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 13 議案第 6号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について
- 14 議案第 7号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 15 議案第 8号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第 9号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 17 議案第10号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 18 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 19 議案第12号 公平委員会委員の選任について
- 20 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 21 選挙第 1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 22 会議案第1号 議員派遣について
- 23 意見書案
第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以上
下学級など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書について
- 24 意見書案
第2号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書について
- 25 意見書案 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

第3号

26 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	浮田孝雄君		2番	加藤重夫君
	3番	東貴之君		4番	大島敏弘君
	5番	野市裕司君		6番	佐藤英司君
	7番	中村隆浩君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	秋	山	健	一
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
	員	会				
	事	務				
	局	長				

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		事	土	谷	練	君
主		事	山	下	真	白

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。
よって、令和6年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大島君、5番 野市君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

- 2番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。
本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月6日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として令和5年度決算認定議案2件、条例の制定案1件、条例の一部改正案3件、過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更案1件、令和6年度各会計補正予算案5件、規約の変更1件、人事案2件の計15件であります。議会提出案件として選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙1件、会議案1件、意見書案3件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計6件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、認定第1号、第2号は一括上程とし、決算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査といたします。議案第1号から第13号については単独上程といたします。一般質問については本日1日目、10日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、10日は日程第1から日程第21まで、2日目、18日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月10日から18日までの9日間とすることで意見の一致を見たところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの9日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(後藤篤人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和6年5月から7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和5年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和5年度由仁町健全化判断比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の令和5年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和5年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、5の令和5年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和5年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(後藤篤人君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 令和6年第2回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、主な農作物の生育状況についてであります。今年は降雪も少なく、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。水稻につきましては、おおむね天候に恵まれたこ

とにより生育は順調に進み、農林水産省が公表しました8月15日現在の作況は北海道でやや良と見込まれております。畑作物については、干ばつの影響等で作物によって差はありますが、生育はおおむね順調に進んでいるところであります。空知農業改良普及センター空知南東部支所による9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと、水稻につきましては生育は平年より6日早く進み、稲穂の数であります。穂数は平年より多い状況となっております。また、由仁町米麦改良協会が8月20日に行った稔実調査では、総もみ数は平年並みの1平方メートル当たり3万2,183粒、粒は粒であります。不稔割合は平年を下回る6.4%、稔実もみ数は平年を5%上回る3万36粒となっております。秋まき小麦につきましては、高温による影響が心配されましたが、生育は順調に進み、粒張りがよく、粒張りがよく、粒が太いということでもあります。粒張りがよく、製品率もよい状況であります。そらち南農業協同組合によりますと、製品単収は平年を上回る8.4俵、品質につきましては全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましても、製品単収は平年を上回る6.6俵、品質につきましては全量1等となる見込みであります。食用バレイショにつきましては、生育期間中の高温、干ばつの影響により一部のほ場で小玉傾向であるものの、収量は平年並みの見込みであります。種バレイショにつきましては、干ばつの影響によりまして表皮への、表の皮であります。表皮への病気の発生が懸念されますが、全般的に大玉傾向となっており、収量は平年並みの見込みであります。なお、共選は食用バレイショが7月29日から、種バレイショは10月1日から開始の予定となっております。てん菜につきましては、葉っぱの数であります。葉数、草丈は平年並みであります。根周、根の大きさであります。根周は平年より太くなっており、生育はおおむね順調に進んでおります。大豆につきましては、さやのつき方ではありますが、着莢数、草丈は平年並みで推移しておりますが、高温の影響による腐敗粒の発生が懸念されているところであります。タマネギにつきましては、6月までは高温と適度な降雨により生育は順調に進み、早生品種は平年を上回る収量となりましたが、その後の干ばつの影響により中生、晩生の品種では収量は平年を下回る見込みであります。水稻の収穫作業も本格的に始まりました。全国的に残暑が長引く見込みであり、今後の気象状況が心配されるところでありますが、いずれの農作物につきましても収穫作業が順調に終わることを願うところであります。

第2点目は、主な工事の進捗状況についてであります。建築工事の公用車車庫建設工事は7月22日に着工し、現在基礎工事の実施中で、本年12月20日に完成の予定となっております。職員住宅1号棟2階外壁修繕工事は7月17日に完成いたしました。健康元気づくり館冷暖房設備工事は7月23日に完成をいたしました。由仁町立小中学校冷暖房工事は、冷暖房設置工事が完了し、小中学校ともに夏季休業明け8月23日から冷房設備を使用しております。次に、LED化事業の健康元気づくり館・自由通路照明器具LED化工事は7月19日に着工し、現在工事の準備中で、本年12月20日に完成の予定となっております。社会教育施設の照明器具LED化工事は7月19日に着工し、現在工事の準備中で、勤労福祉センターは本年9月30日、ゆめつく館は本年10月31日、文化交流館は12月20日に完成予定となっております。最後に、土木事業の古山第2墓地線道

路改築工事は8月7日に着工し、現在工事の準備中でありまして、本年12月20日に完成の予定となっております。

行政報告は以上2点であります。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和6年第2回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

第1点目は、令和6年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力テストとも言われておりますこの調査は、去る4月18日に全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象として一斉に実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。小学校は国語、算数、中学校は国語、数学の各2教科を調査するほか、生活習慣や学習環境等に関して調査を行っております。その調査結果についてであります。まず北海道の平均正答率につきまして全国平均には達していないものの、中学校の国語は全国平均とほぼ同水準で、小学校の国語及び中学校の数学では全国平均との差が縮まるといった改善傾向が見られておりますが、小学校の算数では全国平均との差が広がっております。

次に、当町の調査結果についてであります。小学校につきましては国語で10.3ポイント、算数では9.6ポイント全国平均を上回る結果となっております。また、全道平均と比べると国語は11ポイント、算数は12ポイント上回る結果となっております。中学校につきましては、国語が11.1ポイント、数学は7.5ポイント全国平均を下回っております。また、全道平均と比べると国語が11ポイント、数学は6ポイントいずれも下回っております。教育委員会といたしましては、各学校に対して調査結果の分析を進めるよう指示をしておりますが、小学校は現在の6年生が2クラス編成の少人数であることが全国平均を大きく上回る結果になっていると推測しております。今後学校からの分析結果を基に学力向上に向け実効性の高い取組を進めてまいります。今年度から中学校では放課後学習も実施していることから、併せて改善策を講じてまいります。

第2点目は、教育関係行事についてであります。教育関係行事であります。7月14日、由仁中学校グラウンドを会場に第34回全町自治区対抗ソフトボール大会を行いました。昨年より1チーム少ない全8チーム、総勢137名の選手が出場したところです。また、今年度は7月26日から3日間の日程で第52回北海道中学校ソフトボール大会が同じく由仁中学校グラウンドを会場に開催され、多くの保護者や大会関係者が来町し、選手に声援を送っております。

教育行政報告は以上2点でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（後藤篤人君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、6名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 子供の肥満と生活習慣について町長と教育長にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてから1年4か月が経過しましたが、新型コロナウイルス対策における行動制限によって子供たちの体格に影響を及ぼしているのではないかと心配しているところでございます。

本年6月16日の北海道新聞によりますと、国立成育医療研究センターなどのチームが2015年度から2022年度に中学校を卒業した子供たちを対象に新型コロナウイルス流行前の2019年と流行後の2020年から2022年の3年間の健診データを分析した結果、新型コロナウイルス感染症によって肥満は男子で0.31ポイントから0.88ポイント、女子で0.20ポイントから0.36ポイント増加し、痩せは2022年に男子で0.21ポイント、女子で0.34ポイント増加したという結果が掲載されておりました。

当町におきましても教育行政報告の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果や広報の健康・元気づくり情報により子供たちの体格について報告されているところでありますが、特に子供の肥満は将来的な健康に深刻な問題に発展する可能性もあり、早期の対応が必要と考えます。

そこで、①、由仁町における子供の肥満の現状と②、子供の肥満の原因と生活習慣病の危険性について町長、教育長にお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の子供の肥満と生活習慣についてのご質問にお答えをいたします。

近年社会や生活環境等の変化に伴い、肥満は大人だけではなく子供においても大きな社会問題となっております。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う学校休業や遠隔授業、スポーツ関連行事の自粛、不要不急の外出自粛などの感染症予防対策によって運動不足や食べ過ぎ、生活リズムの乱れなどの要因が重なり合い、子供の肥満が急増したと言われております。議員からのご指摘のとおり子供の肥満は成人の肥満に移行しやすく、生活習慣病の大きなリスクとなることから、成人になってから生活習慣病を予防するのではなく、子供たちに適正な指導を行い、成人になる前に解消することが大変重要であります。

ご質問の当町における子供の肥満の現状につきましては、健診結果を新型コロナウイルス流行前と比較した結果、当町におきましても中学2年生においてその割合が増加し、北海道や国と比較してもその傾向は高くなっていることが判明したところであります。

詳細につきましては後ほど保健福祉課長に答えさせますが、感染症予防対策によって早寝早起きなど習慣の乱れによる生活リズムが狂い出したことによって、食生活面においても給食がなくなり、インスタント食品やレトルト食品、総菜などの調理済みの食品、間食、

おやつやの摂取機会が増加し、食事栄養バランスの乱れと運動不足による摂取カロリー過多によって肥満傾向の子供が増加したものと考えられているところであります。さらに、近年お菓子やインスタントラーメン、清涼飲料水、加工肉など身近な食品に含まれている工業的製法で作られた油脂や糖、一部の動物性脂肪によって脳を攪乱させ、食欲を抑えられなくなる食品が判明したところでもあり、これら依存性の高い食品を日常的に摂取する機会が増加したことも大きな要因であると考えられます。

ゼロ歳から5歳までの過度の体重増加はその後の体格形成に大きく関連し、小学生で肥満と判定された児童の約70%が成人になっても肥満が続くと言われております。成人の肥満は、高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を発症させ動脈硬化を促進することから、将来的に心筋梗塞や脳卒中を発症する危険性が極めて高くなります。

また、最近では既に肥満の子供の5%から15%まで生活習慣病が存在し、特に小学校高学年以降、いわゆる思春期の時期に増加すると言われていたことから、早期に解消することが重要であり、幼少期から正しい食生活と生活習慣、運動習慣を身につける必要があります。

子供の肥満対策は、生活のほとんどを占めるご家庭で取り組んでいかなければなりません。町としては、広報による情報提供と各種健診や健康教育の機会を活用し、肥満の危険性や生活習慣の重要性について周知を行うとともに教育委員会、学校と連携し、保護者の皆さんに子供の健康的な生活習慣の定着に向けて取り組んでまいります。

なお、学校における身体測定結果等につきましても教育長からお答えをさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） それでは、私のほうから学校における身体測定の結果につきましてお答えをいたします。

令和6年4月に実施しました学校における身体測定での小学生185人、中学生89人の身長及び体重により体格を分析した結果となります。小学生につきましては、一般的に学童期の体格を表すことに用いられるローレル指数により区分をいたしました。ローレル指数は、100未満が痩せ過ぎ、100以上115未満が痩せている、115以上145未満が普通、145以上160未満が太っている、160以上が太り過ぎとされております。

由仁小学校各学年の平均の指数であります、1年生が141.26、2年生が134.59、3年生が132.39、4年生が129.72、5年生が139.36、6年生が122.11となっており、学校全体の平均は132.38となり、いずれも普通となっております。

中学生につきましては、成人に対して国際的指標として用いられます体格指数、ボディマスインデックス、いわゆるBMIにより区分をいたしました。BMIは、18.5未満が痩せ、18.5以上25未満が標準、25以上が肥満とされ、段階的に肥満度が1から4まで示されております。由仁中学校各学年の平均の指数であります、1年生が21.

43、2年生が21.03、3年生が19.72で、学校全体の平均は20.77となつて、いずれも標準でありました。なお、参考までにローレル指数により集計した結果においても普通となっております。しかしながら、学校全体の平均では普通、あるいは標準となっておりますが、個々に目を向けていきますと小学校の中で太っているとされるローレル指数145以上の児童が37人、約20%おります。さらに、その中で太り過ぎに該当する指数160以上が16人おります。中学生においては、BMI25以上の肥満Ⅰ度以上が13人、約15%おり、さらにその中でBMI30以上の肥満Ⅱ度となる生徒が7人おりました。

学校における身体測定の結果につきましては、以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 町が実施している健診結果の詳細につきましてお答えをいたします。

当町におきましては、子供を対象にした健診は1歳6か月児と3歳児を対象にした乳幼児健診と中学2年生を対象にした由仁っ子健診を実施しております。乳幼児健診につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延前の令和元年度では、受診者37人に対しまして肥満に該当した乳幼児は2人、肥満の割合は5.4%、感染症の蔓延が始まりました令和2年度から令和5年度の4年間につきましても肥満に該当した乳幼児はそれぞれ2人以下、肥満の割合も6.5%以下となっております。顕著な傾向は見られませんでした。

次に、中学2年生を対象に実施しました由仁っ子健診につきましては、対象となる生徒が全員受診をしておりません。受診率が57.7%から73%と年度ごとにばらつきがありますが、感染症蔓延前の令和元年度は受診者が27人に対しまして肥満に該当した生徒が2人で、肥満の割合は7.4%となっており、文部科学省が行いました学校保健統計調査における中学2年生の全国の肥満の割合であります8.8%、全道の肥満の割合12.3%と比較いたしますと、当町の肥満の割合は全国、全道より低くなっておりましたが、感染症の蔓延が始まりました令和2年度以降につきましては、肥満に該当した生徒の割合が倍増しており、令和4年度の学校保健統計調査における全国、全道との割合の比較結果につきましても当町の割合が16.7%に対しまして全国の割合が9.7%、全道の割合が10.9%でありますので、全国より7ポイント、全道より5.8ポイント高い状況となっております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 子供の肥満は当町でも新型コロナウイルス感染症による影響と思われる増加が見られるということでございますので、先ほど町長答弁にありましたように小学校で肥満と判定された児童の約70%が大人になっても肥満が続くと言われていることから、大人になってから生活習慣病を予防するのではなくて、子供の頃に正しい食事と運動習慣、生活習慣を身につけていくことが必要だと考えております。

ただいま由仁っ子健診と身体測定結果による子供の肥満の現状の説明がありました。結果は児童や生徒、保護者に対しても通知されていると思いますが、肥満の解消には当事者、個人の食事や運動生活の習慣を聞き取り、原因を分析、特定した上で本人と保護者それぞれに対して改善に向けた正しい知識の提供と指導を行い、経過観察、フォローすることが大変重要だと考えております。

それで、再質問なのですけれども、2点あります。1点目、中学校2年生を対象に町が実施している由仁っ子健診で生活習慣病と診断された生徒はいたのかどうか。また、健診判定で治療や精密検査、再検査の判定があった生徒に対するフォローはどのようなになっているのか。

2点目、小中学校において身体測定により肥満と判断された子供への個別対応と正しい生活習慣の定着を目指した全校児童生徒に対してどのような取組を行っているのか、この2点について町長、教育長に再度お伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の再質問、1点目の再質問につきましては、再度保健福祉課長のほうからお答えをいたします。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 加藤議員の1点目の再質問にお答えをいたします。

由仁っ子健診を開始した平成27年度以降、これまで生活習慣病と診断された生徒はゼロ人でございますが、肥満に伴う血中脂質や肝機能、血糖値、下の血圧と言われる拡張期血圧などが基準値ぎりぎりの生活習慣病の一步手前とされる生活習慣病予備軍に該当し、将来生活習慣病への移行が心配される生徒も相当数確認されております。また、健診の結果、要治療や精密検査、再検査と判定された生徒は直近の令和5年度で要治療と精密検査がゼロ人、再検査は9人、経過観察が3人、令和4年度におきましては要治療がゼロ人、精密検査が1人、再検査は8人、経過観察が6人で行ってまいりました。

判定結果に係る生徒へのフォローにつきましては、健診を受診した全ての生徒に対して保護者同席の下、保健師から個別に健診結果の説明を行うとともに生活習慣病への移行が心配される生活習慣病予備軍に該当した生徒に対しましては、生活習慣の改善に関する保健指導も併せて行っております。

さらに、精密検査や再検査が指摘された項目があった生徒に対しましては、検査の重要性について説明を行うとともに、検査終了後に結果の提出をお願いし、精密検査や再検査が未検査のまま放置されないことがないようにフォローを行っており、由仁っ子健診を開始しました平成27年度以降、精密検査や再検査の指示があった生徒全員が検査済みであることを確認しております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 加藤議員の再質問の2点目であります。

学校における身体測定により肥満と判定された子供への対応と正しい生活習慣の定着を目指した全校児童生徒に対する取組についてお答えいたします。

身体測定により肥満と判定された子供への対応であります。児童生徒の身体測定につきましては学校保健安全法施行規則に定められており、検査項目は身長、体重、視力、聴力、尿のほか医師の検査などを行っております。その結果につきましては保護者に通知されており、疾病、または異常があり、治療やより精密な検査などを受けるよう指示する措置が行われております。

続きまして、正しい生活習慣の定着を目指した全校児童生徒に対する取組であります。まず食や健康の生活に関する学習指導要領上の取扱いについてであります。小学校家庭科及び中学校技術家庭科において食事の役割や栄養に関する食生活について定められております。小学校保健及び中学校保健体育において、健康な生活を送るために生活習慣病の予防が位置づけられております。学校においては、学習指導要領に従い栄養教諭と連携し、小学校1年生から中学校3年生まで、年間で1時間ではありますが、主に栄養バランスの取れた食生活が元気の源になることを学年に応じた内容で栄養教諭は授業を進めております。このほか養護教諭による保健だよりを通じた家庭への発信を行っております。早寝早起き朝御飯をはじめとした適切な運動、調和の取れた食事、十分な休養、睡眠など基本的な生活習慣が大切であることを保健だよりを通じて家庭に促しております。なお、養護教諭をはじめ学校職員による保健指導は身体測定の診断結果によるものだけではなく、学校保健安全法において日常的な観察により健康上の問題があると認めるときにも必要な指導を随時行うこととされております。

学校以外の取組であります。地域での体育活動といたしましては、ゆっくり由仁ウォーキングや健康ロードレースなどを開催しております。子供の運動習慣の定着に向け、参加への働きかけや内容の充実を図り、学校体育だけではない運動の場の提供を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） いろいろ取り組んでいることは分かりました。町も健康維持とか医療費の削減に向けて受診率の向上に積極的に取り組んでいることも分かっております。肥満予防、生活習慣病予防等の取組も必要なこともありまして、保護者に対する子供の食生活や運動習慣の注意喚起、生活習慣の改善に向けた普及啓発をより一層進めていただいで、町と学校、家庭が一丸となって子供の肥満と生活習慣の改善に努めていただくことを願いまして、私の質問終わりたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 議長からお許しをいただきましたので、加藤議員答弁は不要ということでございますので、機会をいただきましたので、私から1点だけお話をさせていた

だきたいと思います。

私どもは昨年の議会で質問を受けてからいよいよスタートするのでありますが、子育て世帯の支援を強化するために由仁っ子医療費の助成対象を現在のこれまでの中学校3年生から満18歳、高校3年生まで拡大いたしました。必ずしも現在社会的に問題となっております子供の生活習慣病をターゲットにこの年齢を拡大したものではありません。これは、もうご承知のことだと思います。先ほど教育長、課長のほうからも答弁をさせていただきましたが、町が独自に実施しております中学校2年生を対象とした由仁っ子健診の受診率は課長がお答えしたとおり73%以下、57.7%から73%となって未受診の生徒が大変多くなっております。健診を受けなくても病気になったら病院へ行って治療をしてもらえばいいのだ、これは10年前の由仁町の国民健康保険の医療費の実態であります。健診は受けない、具合が悪くなったら病院に行けばいいのだ。そのときにはもう手後れになってしまう町民の方がたくさんいて、かなり重度、高額な治療をしなければ改善しないという状況が発生しまして、全道でもトップクラスの高医療市町村となったところであります。その後、保健福祉課、保健師が中心となって特定健診を推進することによって早期発見、早期治療を推進してきた結果、今ではこの高医療市町村を脱することができましたし、医療費も下がってきたところであります。この問題は大変重要な問題でありまして、健診は受けない。だけれども、医療費は高い。これは看過することはできませんので、ぜひとも私ども町、教育委員会、学校、そして議員各位の皆さん、保護者の方を巻き込んでまずは子供の健診を推進していただきたい。そして、異常があれば早く直していただきたいという願いを込めまして、質問とはちょっと離れますが、私からお願いをさせていただきたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 私は、通告に従いまして小中一貫教育のさらなる推進について伺います。

本町では、令和2年度より義務教育9年間を通じて学校、家庭、地域が一緒に子供たちを育てていくことを目的に小中一貫教育が始まりました。当初は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ほとんど進んでいなかったようですが、昨年度から地域クリーン作戦や小中合同防災訓練をはじめ、中1ギャップ解消のための乗り入れ授業や体験登校も開始されたようで、小中一貫の取組は着実に進められているようです。本町は小学校1校、中学校1校で、ほとんどの子供が由仁小学校から由仁中学校に進み9年間一緒に過ごします。そのメリットを最大限生かすために小中一貫教育をさらに強化し、義務教育期間の9年間、小学校、中学校と区別なく連続して学び続け、成長し続ける仕組みをさらに追求していく必要があると思います。

一方、文部科学省は平成28年から小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校の設置を制度化しました。義務教育学校では小学校、中学校の区分をなくし、9年制の学校として各教科の時数や教育課程の柔軟化や小学校での教科担任制度など様々

なメリットがあると聞いています。近隣市町村では歌志内市、安平町で設置されており、長沼町や月形町でも設置の計画があると聞いています。

さらに一步進めて、義務教育学校を設置する可能性について教育長にお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 佐藤議員の小中一貫教育のさらなる推進についてのご質問にお答えいたします。

当町が目指す、ふるさと由仁を愛し、共に未来を創造する、心豊かでたくましい子を育てていくためには、義務教育期間の9年間を通じて継続的で一貫性のある教育活動と生徒指導を学校、家庭、地域が協働して取り組むことが必要であります。

当町は小学校1校、中学校1校でほぼ全ての子が9年間一緒に学校生活を送ることから、小中一貫教育の役割は非常に重要な課題であると考えております。議員のご質問のとおり、令和2年度より6・3制を基本とした施設併設型の小中一貫型小学校、中学校として小中一貫教育をスタートしました。しかしながら、開始当初は新型コロナウイルス感染症の影響もあり計画どおりには進んでおりませんでした。令和5年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり本格的に取組を進め、9年間を見通した各教科指導計画の作成、小中共通の学習規律、生活規律の作成、中1ギャップ解消のため中学校教員の小学校6年生への授業実施、一日体験登校、小中合同の消防訓練とか地域クリーン作戦などを実施いたしました。本年度は小中一貫教育の推進体制を見直して、中1ギャップ解消のための乗り入れ授業を中心にさらに取組を強化していく予定であります。

小中一貫教育を一層進めるためには、議員のご指摘のとおり小学校、中学校の区分をなくし、義務教育期間を一体的に捉えた9年制の教育機関としての義務教育学校への移行が望ましいと考えております。義務教育学校は各教科の時数や教育課程など、その地域、学校に合った柔軟なカリキュラムが組めるとともに、小中の教員の区分もなく、小学校での教科担任制や小中の垣根を越えた縦のつながりの学校行事など様々なメリットがございます。

空知管内では歌志内学園の1校だけですが、北海道全体では令和5年度時点で国立学校の1校を含め26校の義務教育学校があります。公立25校になりますが、公立25校の義務教育学校は全て施設一体型で従来の小学校、または中学校の校舎の老朽化に伴う建て替えや学校の統廃合に伴う建て替え、もしくは増築に伴い義務教育学校に移行する事例がほとんどであります。なお、他の府県では数は非常に少ないですが、従来の小学校と中学校の校舎を生かした施設分離型の義務教育学校もございます。9年制の望ましい教育機関としてどのような形の義務教育学校への移行が当町にとって最適なのか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 教育長がおっしゃるように、確かに義務教育学校は校舎の建て替

えや学校統合と併せて一つの校舎がセツメイしている例が多いですが、一部小学校と中学校が離れた校舎でも設置されている例もあります。これは、今長沼町がやろうとしているのは、もう耐用年数が古く、教育長がおっしゃるように建て替えなければならないから、それで義務教育化に進むということでこの間お聞きしました。由仁小学校は、昭和63年で築35年です。耐用年数には達しておらず、長寿命化対応で経費を抑えて利活用していくことは必要ですが、いずれも大幅な改築、もしくは建て替えの時期が来ると思います。その際、スムーズに義務教育学校に移行できるように今から準備を進めておくことが重要だと思えます。本当は一つの校舎になればいいのですが、できれば校舎が離れていても歩いて5分程度の距離であるもの、校舎の建設を待たずに義務教育学校に移行できるように準備を進めてはいかがでしょうか。

その点含めて再度教育長にお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

議員の再質問のとおり現在の小中学校はまだ耐用年数には達しておらず、大規模な改修を行い長寿命化を図ることによって今後も十分活用可能と考えおります。当町は、先ほども言いましたけれども、由仁中学校入学者のほぼ全てが由仁小学校の卒業生であり、義務教育学校設置に伴う9年間の一貫教育のメリットを最大限引き出せる環境にあると思えます。

先ほどの答弁でも述べましたが、義務教育学校は1つの校舎で職員室も1つ、小中の教員の区分なく垣根を越えたつながりを持つことが望ましい形だと考えております。しかしながら、鳥取県とか京都府などには数少ないですけれども、元の小学校校舎と元の中学校校舎を活用した施設分離型の義務教育学校が設置されております。離れた校舎でどのような形態で学校が運用されているのか、どのような効果をもたらされているのか、今後義務教育学校への転換を検討する上で調査する意義は十分にあると思えます。いずれにいたしましても、由仁の子供たちの学力向上と未来のために将来の義務教育学校の設置に向けて先行事例も含めて調査検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 教育長、前向きにひとつ検討をお願い申し上げます。

今の由仁小学校、由仁中学校の生徒が由仁小学校で、中学校でよかったと、そういうこと、希望を持って学校を卒業されるようお願いをして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者、野市君の発言を許します。

野市君

○5番（野市裕司君） 質問させていただきます。

私のほうから海外との交流についてを質問させていただきます。今、日本は人口減少の流れにあって、由仁町もその流れを止めることができないでいます。財政の状態も改善はされつつも、いまだ厳しい状態が続いているものと認識しています。このような状況に対して、今後は由仁町としても海外に目を向けることが大切なのではないのでしょうか。

海外との交流は、将来的には大きな活力となっていくものだと思います。円安の今、海外との貿易を進めることができれば、由仁町の財政にもプラスの影響が出てくるものと思います。そして、今インバウンドの時代なので、海外との観光誘致にも力を入れていくということは重要ではないのでしょうか。海外との交流ができれば、国内で万が一の災害があったときでも物資の供給など、セカンドベストとしての危機管理対策にもなるのではないのでしょうか。現在のような閉塞感を打ち破るには、海外に目を向けることは必要だと強く感じています。

そこで、町長にお尋ねいたします。海外との交流についてのお考えをお聞かせください。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 野市議員の海外との交流についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、これまでの町内における海外との交流の主な取組についてご説明を申し上げます。初めに、経済活動として輸出の取組についてであります。過去10年の間において北海道国際局国際課を通じた町内企業が製造する工業製品をロシアへ輸出、千歳観光連盟及び香港の貿易商社を通したリンゴやレトルト食品など、特産品の中国への輸出などの試みがありましたが、いずれについても検疫や関税、出荷数量などの高い障壁によって実現には至っていない状況にあります。

次に、異文化交流の取組についてであります。カナダのバンクーバー市に永住しております当町出身者がバンクーバー北海道人会に入会しておりますが、平成30年の胆振東部地震の際に同会から北海道に支援をいただいたご縁から、かつて日本人街としてにぎわったパウエル街地区で開催されておりますバンクーバーの夏の風物詩となっておりますパウエル祭、お祭りですが、同会が参加するという情報を得た由仁町特産品販売推進協議会が支援に対する謝意並びに当町のPRを含め特産品を贈呈するなどの交流を行ってまいりました。

また、人材育成の取組として由仁町国際交流協会による留学生の受入れや、当町の事業で中学生をオーストラリアに派遣するゆめつく21ジュニア海外派遣事業などの取組を過去に行ったところであります。そのほか、町民皆さんのいわゆる個人的なレベルでは、観光を含めロータリークラブによる交換留学生、ライオンズクラブによる韓国ライオンズク

ラブとの交流、さらに同会ライオンズクラブでは由仁町に来ております外国人研修生との交流会も計画されるなど様々な形態によって海外との交流、取組が行われているところがあります。

次に、議員のご質問、海外との交流について私の考えをお答えをいたします。グローバル化が加速し、国境を越える人、物、金、情報の移動が一層激しくなっている現在、ますます他国との関係性や国際交流、あるいは異文化交流などの必要性が高まっております。国際交流は他国の人たちと交流による相互理解を図る活動ではありますが、国家レベルの外交だけではなく住民レベルの交流が主流になり、同時に外国語教育の充実が一層重視されるようになるものと考えております。

対しまして、異文化交流とは多文化の人々とコミュニケーションをすることを指す言葉ではありますが、この交流を積極的に進めることによって他国の文化、価値観、視点を見つけ出すことができ、異文化を知ることによって自国文化の魅力や再認識することができるものがあります。お互いの文化を認め合い、アイデンティティー、独自性を尊重しながら違いを認め合うことはさらに重要視されるものであります。現代社会においては、異なる文化に違和感を覚え、差別へ進んでしまう場合もあり、いかに異文化理解が必要かを物語っておりますし、またグローバル化のみならず、国内でも違いを認め合う力が求められております。

次に、国際交流の必要性についてであります。この議論はどこにおいても尽きることはない問題であります。なぜ今国際交流が行われているのか。それは、世界の様々な枠組みの中に日本という国が組み込まれている以上、日本人のみの孤立した社会では生きていくことは大変難しいことだからであります。今後さらに諸外国から日本で働きたい、日本に住みたいと選ばれる国になっていかなければならないと考えております。

地域的に見れば、当町のような地方では国際化の波は緩やかであります。好むと好まざるに関わらず在日外国人の数はますます増加するでしょうし、その対応が迫られてくるのが確かであります。地域においては、自分たちの住んでいる社会や文化に対して良し悪しを判断する鏡がないと言われておりますが、異文化との交流によって地域社会の再構築が図られ、それがひいてはふるさとの再発見につながることもなります。これは、異質な文化を受け入れようとする過程の中で自分たち自身に意識改革をもたらすということではありますが、自己の主張を持つ必要性も生まれ、自己の改革にもつながるものでもあります。

また、地域レベルでの交流を考えた場合、特色のある交流ができる機会は多々あると考えております。例えば当町の夏まつりや地域行事などに実際に参加してもらうことによりまして独特の文化、固有の文化に触れ、経験してもらうことができるようになります。また、観光で当町を訪れるインバウンドの方々についても同じことが言えると考えております。これは自治体の交流というよりも個人個人の交流につながっていくものであります。個人的なつながりこそ、これが本当の意味での国際交流と言えるのではないのでしょうか。また、そういった地域固有の文化体験から、より深い草の根交流へと進んでいくことになると思います。相手方の文化や歴史を理解しようとすることは広義では、広い意味で

はということであります。国際親善などの外交的な国家単位の交流となっておりますが、大げさな話ですが、逆に個人的なつながりが国家の友好親善をもたらすということも考えなければならないことでもあります。

最後に、当町によって、国際交流によって得られる経済効果についてであります。これは私は今いささか疑問であると言わざるを得ません。なぜなら、国際交流が一朝一夕のものではなく、高い水準のコミュニケーション能力と相互理解、長い年月と歴史認識を必要とするからであります。その中で効果がどれほどのものか見極めていくしかないと思われれます。ただし、国際交流を続けていく中で民間の交流が次々と生まれ、企業対企業、個人対個人といったつながりの中で、それぞれの分野で吸収できる技術や地場産業の創出といったアイデアが生まれてくる可能性が秘められていると言えます。また、人と人との交流の中で新しい変革の意識を持った人材が出てくれば、それが地域の活性化、原動力につながるものと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○5番（野市裕司君） 今町長の考えをいろいろ聞かせていただきまして、以前から海外についての交流の取組に実際動いていらっしゃるのだなというのが分かりました。なかなか必要ではあると思うのですが、実際そのきっかけというか、どういう国を選んで、どういうきっかけがあって、何を縁にして広げていくかというところがやっぱり大事だと思うのですが、そこでまた僭越ですが、私の体験をちょっと話させていただきたいのですが、昨年11月に台湾のほうに行っていました。それで、実際に向こうの議員さん、市議さんとか国会議員さんもお会いすることができたのですが、そこでいろいろ現地の声を聞くとそういう交流は、特に日本との交流は大切だという声がたくさんありまして、何かそういう機会があればぜひ交流を進めていきませんかというような言葉もいただいて、本当にこれは必要だなと思ひまして、さらにそういう形で少し縁をいただいたので、それも具体的に、基本的には民間として動くのが最初だと思うのですが、長い意味で見ると文化ですとか、教育ですとか、スポーツですとか、技術的な協力ですとか、そういうのも進めていくにはやっぱり自治体も主導として動いてただけのほうがいいと思いますので、そこら辺のところを、私がたまたま行ったのは台湾の嘉義市というところで、そこは本当に日本との交流もまだそんなにはないのですが、以前統治時代に日本でその市が甲子園に出て準優勝して何か話題になったところで、日本との関係も非常にいい印象のあるところなのですけれども、その市議の方から町として、市議として、市としていろいろ交流あったらいいですねというようなお話があったので、そこら辺のところももしきっかけとして進めることができたらいいのではないかなと思ひまして、今回そういう提案をさせていただきました。ご検討いただければと思います。その橋渡しみたいな形で動くことはできるので、そういう形で進めていただけるのはどうかと思ひまして、今回質問させていただきました。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 野市君、今のは答弁は必要なのですか。答弁必要であればお答えいたします。

○5番（野市裕司君） そうしたら、よろしくお願いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいま野市議員、再質問のほうで台湾が出てまいりましたので、これについてもちょっとお話をさせていただきますが、過去に町内の農家が台湾の貿易商社を通じまして農産物、長芋であります。これを輸出しようと試みまして、実際にはその食べ方、コックさん、料理人も一緒に連れて台湾を訪問したことがありました。ところが、そのときにはもう時既に遅しでありまして、台湾のほうには十勝の有名な長芋の産地のほうが先に進出しておりまして、我が町の長芋が入っていく隙間は全くないということ。さらに、これを輸出するのに法律正確には覚えていないのでありますが、いわゆる検疫をクリアするのが大変だったと。長芋についている土を全て洗って落とさなければならない。これが一回洗って持っていっても、それでも通らないというのを何回も繰り返してやっと台湾のほうに行ったという、そういった報告を受けたところでありまして、残念ながら台湾とのそういった農産物の輸出ということは断念をしたところであります。

由仁町の特産物と言えば、これはもう間違いなく農産物でありますので、農産物を輸出するということは、今国でも海外にお米を輸出する場合には補助制度を設けておりますので、由仁のお米を輸出することは可能であります。ただ、これもやはり相当な検疫をクリアするにはかなりの労力を要しますので、集荷業者と言うのですか。輸出を専門に扱っている集荷業者を通して輸出するというので、町内にも若手農業者何人かが既に海外向けに米を作っているところあります。これは非常にいいことでありまして、第2のホタテにならないように、いわゆるリスクを分散するという理由では大変いいことだと思っております。

野市議員から非常にありがたいお話をいただいたところありますが、実は私もこの職に就いてから10年たとうとしているのでありますが、こういった野市議員が今お話しいただいた件につきましては、年に大体一、二件必ずあるのであります。国会議員、市議会議員、東証一部上場の企業から必ずそういうお話が参ります。そして、必ず共通していることは由仁町のためにと、この言葉であります。これは選択を間違えると大変なことになっておりますので、お話は聞きますけれども、慎重に対応しなければならないと思っております。

これは町議会でお話ししていいことなのかどうか分かりませんが、現段階において私は台湾と農産物の輸出、あるいは姉妹都市、海外交流を含めてそれを私個人、私としては現段階では実施する考えはございません。それはなぜかといいますと、台湾の歴史を振り返りますと日本に対して非常に友好的なのであります。これは第2次世界大戦終了後、日本軍が台湾を占領していたときのインフラが台湾には破壊されないで残っているからであります。一方、同じく占領していた韓国のほうが朝鮮戦争によって日本軍が整備した社会資本が全部なくなっているのであります。この違いが決定的なものになっております。

また、台湾も現在は民進党ですか、頼清徳総督の下で親米派であります。台湾というのは、8年ごとに政権が変わるのです。今は民進党で親米派であります。かつては馬英九、親中派であります。台湾環境のことが問題になっておりますが、この親中派というのはアメリカではなくて中国のほうに向けて国政の政策を進めるということでもありますから、こういった非常にリスクの高いものに私ども由仁町が踏み込んでいく考えは今のところ私は持ち合わせておりません。これは非常に高度な問題で、田舎の町長、おまえが何を偉そうに言うのだというふうに怒られるかもしれないのですけれども、町民をそういったリスクから守るためにも、これは慎重に対応せざるを得ないということで今のところ私は台湾とのことは全く考えていない。これ台湾の方に大変失礼になるのですが、私は台湾を含めて中華系とのことは同時に全く考えていないということをお答えさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○5番（野市裕司君） 町長、どうもありがとうございました。いずれにしろ、長い目で見たらそういう動きもせざるを得なくなると思うので、これから少し調査、勉強しながら最善の方法を考えて由仁町のために頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、東君の発言を許します。

東君

○3番（東 貴之君） 水道事業についてご質問させていただきます。

近年全国的に水道管の老朽化が進み、漏水や断水などのトラブルを引き起こすことが問題視されています。由仁町を見ますと、法定耐用年数の40年を超える老朽管路は令和4年時点で約42キロ、20%で、微増ではありますが、年々増加傾向にあります。それに伴い、町ではここ数年管路更新整備事業の調査、検討は行っていますが、更新工事は進められていないのが現状であり、毎年漏水等で莫大な修繕費がかかっているのも事実です。耐震化対策が迫られる中、資材高騰や工事費の上昇、また人口減少などで給水収益の減少などにより経営が圧迫されることが懸念されることから、これからの水道事業の展望について伺います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 東議員の水道事業についてのご質問にお答えをいたします。

町民生活に直結した重要なライフラインであります上水道は、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けることが極めて重要であります。これがまた水道事業の使命でもあります。

また、元日に発生した能登半島地震では、水道管の破裂による多くの断水事故が発生し、耐震化の遅れが被害の拡大につながったと指摘されております。当町の管路施設につきましては、令和5年度末で法定耐用年数の40年を経過した老朽管は約20%であり、20年以上経過している経年管まで含めると約67%という状況で、管路整備は重要な課題で

あります。しかしながら、管路整備を着実に推進するためには多額の更新費用が必要となることから、財源を確保するため国へ積極的に財政支援の要望を行ってまいりました。今年に入り、ようやく当町の水道は地方公営企業法の適用事業でありながら、過疎対策事業債の適用を受けられることになり、懸念されておりました財源もある一定のめどがついたところであります。また、本年4月に水道整備、管理行政がこれまでの厚生労働省から国土交通省へ移管されたため、財政支援制度を最大限に活用できるよう制度改正などの動向をしっかりと注視したいと考えているところであります。

こうした必要性から、平成29年3月に策定した水道施設更新・耐震化計画に基づいて安全で強靱な災害に強い持続可能な水道施設を目指して令和4年度から2か年で基本設計を行い、令和8年度に実施設計、令和9年度から管路更新事業を進めていく予定であります。将来にわたり安定した経営を行うため、今後もコスト削減など経営努力を行い、安心して次の世代に継承できるよう持続的な経営に努めていきたいと考えております。

○議長（後藤篤人君） 東君

○3番（東 貴之君） 先ほどの答弁の説明で水道事業の今の現状と今後の見通しというのが分かりましたが、現在のインフレ傾向が続けば更新工事はおろか受水費用そのもの高騰が予想され、財源の確保もまたちょっと難しくなることが想定されます。そのことにより今後水道料金等の値上げなども考えられるか、再度質問いたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 水道事業は原則独立採算制とされておりますので、その事業は水道料金で経営していることとされております。

当町の水道料金につきましては、令和2年4月に料金改定を行い、全国的に見てもその水準は高いものとなっております。適切な水道料金の見直しは必要であります。現在の料金が既に高いことなども踏まえ、慎重にこれから検討をしてみたいと思います。上げないとは言えませんし、また上げるとも断言することはできない、そういった状況でございます。

○議長（後藤篤人君） 東君

○3番（東 貴之君） 最後に、私からは今少しでも町民への負担が増えないように、先ほど説明にもありましたが、国の基金なども有効に活用して水道事業を取り組んでいただくことを望み、質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、中村君の発言を許します。

中村君

○7番（中村隆浩君） 通告に従いまして、私のほうから質問させていただきます。

農作物の鳥獣被害に関わる現状と今後の対策について。近年由仁町では農作物の鳥獣被

害が非常に増えております。中でも鹿やアライグマ、キジバトと様々ではありますが、農業者は頭を悩ませており、対策として個々で電牧柵や作付輪作を工夫するなど苦勞しながらも努力をしているのが現状であります。このような中、地元猟友会の皆様におかれましては、本業を持ちながらもご尽力をいただいておりますことに感謝するところであります。しかし、ご承知だと思いますが、場所によってはかなり深刻な状況にあります。これらのことを踏まえて町長に次の3点を伺います。

1点目、毎年12月に農業者向けに農作物鳥獣被害報告調査を行っておりますが、どのような形で農業者に結果報告と反映をされているのでしょうか。

2点目、毎年猟友会の方々からどのような現状や要望、課題等を話し合い、今後に向けて対策を取っているのでしょうか。

3点目、各農業団体からの意見や課題はどのように反映し、連携した対策に応じるようにしているのでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員の農作物の鳥獣被害に関わる現状と今後の対策についてであります。初めに産業振興課長から現状についてお答えをさせます。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 私から1点目から3点目までの現状につきましてお答えをいたします。

1点目の農作物鳥獣被害調査の農業者への結果報告と反映についてであります。この調査は町、農協、猟友会、地域農家の代表者等で構成する由仁町有害鳥獣被害防止対策協議会から毎年12月に町内農業者に対して被害発生月、鳥獣の種類、被害の場所、被害作物、被害面積等を調査項目として実施しているところであります。この調査結果につきましては、農業者に広報等による公表はしておりませんが、夕張市、栗山町、長沼町、南幌町、由仁町の1市4町、農協、猟友会等で構成します南空知広域有害鳥獣被害防止対策協議会並びに北海道に対して被害状況を報告するとともに、南空知広域有害鳥獣被害防止計画に反映し、北海道に対しまして必要な対策予算を要望するなど基礎資料として反映しているところであります。

次に、2点目の猟友会との現状や要望、課題等の話し合いについてであります。猟友会とは毎年3月と9月に捕獲駆除対策についての定期的な会議をはじめ、SNSを活用した情報共有を図っているところであります。また、近年被害が拡大しておりましたタヌキにつきましては、令和2年度から捕獲対象鳥獣に追加したほか、毎年秋に実施しておりますエゾシカの生息調査、ライトセンサスにおいて調査地区を追加するなど猟友会と協議を重ね、必要な対策について反映しているところであります。

最後に、3点目の各農業団体からの意見や課題の反映についてであります。農業団体が出席する会議をはじめ、各団体の事務局レベルが出席する会議において情報共有、課題把握に努めるとともに、必要な対策につきましては南空知協議会を通じて北海道に対し必

要な予算を要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいま担当課長から回答をいたしました現状を踏まえまして、私から中村議員のご質問にお答えをいたします。

エゾシカ、アライグマ等の有害鳥獣による農作物への被害は、農業者にとっては経済的損失だけではなく、営農意欲の減退をもたらす離農の原因になるなど深刻な影響を及ぼすものであります。これまで町では、先ほど担当課長から説明をいたしました由仁町有害鳥獣被害防止対策協議会及び南空知広域有害鳥獣被害防止対策協議会により取組を進めているところであり、猟友会による銃器やわなでの捕獲駆除をはじめ、狩猟免許取得者の育成、確保、農作物の被害調査による情報収集、さらにはエゾシカの生息調査及び一斉捕獲といった対策を講じてきたところであります。しかしながら、近年の当町における農作物の被害調査結果を見ますと、鳥獣の種類によって差はありますが、議員ご指摘のとおり被害面積、被害額とともに増加傾向にあります。

令和5年度につきましては、これまでで最も多い総額約1,700万円の農作物被害が発生しており、特にエゾシカによる被害が大きな割合を占めている状況であります。また、近年の北海道の状況を見ましてもエゾシカの生息数は増加しており、令和5年度では推定で前年度を1万頭上回る73万頭と増加に歯止めがかからず、全道的に農作物被害が深刻化している状況であります。鳥獣被害防止対策は、これをすれば必ず改善、解決できるといった効果的な対策がありません。今後とも被害防止対策をその手を緩めることなく、様々な施策を織り交ぜながら地道に取り組んでいく必要があると考えております。引き続き両協議会を通じて関係機関、団体と連携を密に取組を進めるとともに、新たなハンターの確保に向けても積極的に取り組んでまいります。

過去には、由仁町の協議会においてエゾシカ侵入防止の電気柵の整備を実施しておりますが、年数の経過とともに集落において適切な維持管理がなされていなかった現状もあります。鳥獣被害防止対策は役割分担を明確にして、それぞれがするべきことをする。これが重要であります。そのためには、まずは自分の農地を自分で守るという意識を持っていただくこと。そして、被害を受けている地域の皆さんが被害を受けた方だけの問題として捉えず、地域全体の問題、地域で守る意識を持ち、協力して取り組んでいただくことが必要であると考えております。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○7番（中村隆浩君） 先ほどの答弁で現状、またいろいろな取組等について私も理解させていただきました。しかし、このままでは5年後、ましてや10年後、新たな対策を考えていく、そのときにはもう既に時遅しという状況になってしまうのではないかというふうに私は心配しております。

先ほど言いましたように、やっぱり個々で守るというのも大事なのですけれども、最近

では自分の農地を電牧柵で囲うと隣の家の農地に被害が、影響出たりと、非常に地域全体でいろいろと対策をしていかなければならないのかなというふうに農業者の方々から聞いて僕は感じました。また、猟友会の方々におかれましても平場では撃てないだとか、いろんな部分で皆様々ご尽力をいただいておりますが、なかなかその結果として反映までに至らないということが現状なのかなというふうに私は思っています。

そこでなのですが、例えばいつ、どのような場所で、どのような作物に影響出るといえるのは、これは生産者、ましてや地域の方々が理解していると思うのです。分かれば一番いいのですけれども。ただ、これはやっぱり生産者の方の知恵も必要でないかなというふうに思います。ですから、今お金を出して何かをするということよりも、いま一度知恵を出すという意識を変革して、由仁町全体でこの取組というのを考えていかなければならないのかなというふうに私は思うのであります。

その中で、今各地域で、僕何点かちょっと見させてもらったのが名寄市でやっていますハンタードローンと言いまして、ドローンで高い位置からその磁気において音を出して駆除をするというか、来ないようにするという対策。あと、札幌市でも昨年行われておりましたドローンを活用した取組で、猟友会と取り組んでいまして、温度センサーがついたドローンを飛ばしてどの辺に鹿がいるか。それで、囲い駆除という形でなるべくハンターの活動範囲を最小限に狭くした中で駆除をするというような対策、いろんな部分が地域においても、ICTを活用した人の目と機械の目で両方で組み合わせた新たな取組のその駆除を考えていくべきではないのかなというふうに思います。また、新しい機器なども各企業で出しておりますので、各農業大学だとか、そういう生徒さんの知恵も借りながら、由仁町独自の新しい鳥獣対策という勉強会や、そういうセミナー、いろんな部分、そのICTを活用したような対策を組み入れたらいいのかなというふうに僕は思うのですけれども、それについてご質問させていただきます。答弁をお願いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員、再質問におきまして大変貴重なご意見をいただきましたので、早速そういった事例を含めて検討をしていきたいと思っております。

なお、私先ほど答弁の中で自分の農地を自分で守るということをお答えをさせていただきました。いわゆる鳥獣被害につきましては私ども、エゾシカだと100頭ぐらいか、今、町内だと年間100頭であります。これが道東のほうに行きますと、軽く500頭は超えそうであります。道東の市町村ではどういった取組をしているかといいますと、農業者に免許を取らせて、それぞれくりわなを仕掛けています。かかった鹿の駆除は行政が行う。農業者が病虫害は自分でやるけれども、鳥獣被害は役所任せというのではなくて自分で守るという、そういった動きも出てきているようであります。

また、鹿を撃ちたいハンターを、旅行会社と協働で狩猟ツアーを企画している町もあるというふうに伺っております。10万円だそうです。本州のハンターは皿しか撃ったことないそうであります。ぜひ鹿を撃ちたいということで、そんな取組をしている自治体があることを実際にその町長からお話を聞きましたので、そんなことも含めて検討していき

たいと考えております。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○7番（中村隆浩君） 答弁ありがとうございます。いま一度本当に地域全体、生産者、ましてや行政が取りまとめてもらってこの地域全体を農作物、またそれ以上にこれから熊だとか、いろんな部分が問題として出てくると思います。その部分を踏まえた上で行政の力を借りながら皆さんと共に由仁町を守っていくことを望みまして、私の質問を終わらせます。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、浮田君の発言を許します。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 私は1点町長にお伺いいたします。

近い将来における地方自治体のありよう、また由仁町の将来像の展望についてお伺いいたします。平成20年の日本の人口1億3,000万人をピークにどこの地方自治体も人口減、またそれに伴う財政難のため、地方行政維持に四苦八苦している現状です。この先人口が急激に増加する要素はなく、国策で人口対策、経済対策をしなければ、ますます地方自治体は苦境に追い込まれます。町村合併も明治維新以降幾度もされており、地方自治法に書かれているように自主的な自治体同士の合併は随時できるようになっております。

さて、明治、昭和、平成の国主導による大合併はそれぞれに合併の趣意が異なります。この先平成の大合併と同様の令和の大合併劇が近々起きる可能性が大で、国は着々と準備している状況です。憲法第8章にも地方自治、これが明文化されています。人口減や、それに伴う財政難を根拠とする地方自治体の合併は認めるわけにはいきません。

さて、由仁町において近い将来の人口の予測、財源の予測、また行政サービスの予測、教育体制の予測等を勘案してきらりと輝く由仁町の姿を町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の地方自治体のありようについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、ただいまの質問にもございましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、今後日本の人口はさらに減少し、これは加速し、2040年には日本の高齢者人口がピークを迎え、やがて減少に向かっていくとされております。これまで高齢者の割合が低かった都市圏においても高齢化が顕著に進行し、少子化も併せた人口構造の変化によりまして、基礎自治体による行政サービスの提供に持続可能にも大きな影響を及ぼすとされている全国的な問題であります。恐らく1,749のうち、ほとんどの自治体がこの問題に直面するのではないかと考えております。当町では国の推移よりはるか前に人口減少、少子高齢化の問題が顕在し、これに合わせるかのように始まった三位

一体改革に伴う地方交付税の削減や、これまでの社会資本整備に伴う公債費比率の上昇によりまして財政運営は窮地を迎え、町民の皆さんに大きな負担を強いる結果となったこと、これは記憶に新しいところであります。

自主的な市町村合併という手法、平成の大合併は行財政基盤を中期的に維持していくための一つの手法ではありますが、私個人といたしましては令和の時代が続き、この先新しい市町村合併の機運が高まったとしても合併に納得することはできません。合併には効率的な行政運営というメリットもありますが、由仁という地域で考えると生産力、購買力の低下による商工業者、企業などの縮小、廃業などが進むことや、地域社会の存続も危うくなるなど、あらゆる部分で活力が失われるなどといったデメリットのほうが大きいと考えております。

私は就任以来、小さくてもキラリと輝くまちの実現とうたっております。全国的な人口減少で、将来もしかすると10年や20年先には再度市町村合併があるかもしれません。私は、そんなときにどんなに小さくても強く輝き続ける基礎自治体である由仁町があり続けてほしい、またあるべきだと考えております。人口減少、少子高齢化社会への対応、頻発する自然災害への備えや急激な物価上昇など、厳しい社会情勢と相まって公共施設やインフラ、老朽化問題など当町が抱える行政課題は依然山積しており、将来の予測は非常に難しい状況ではありますが、その中でも小さくてもしっかりと自治体として担うべき役割を踏まえ、町が単独で実施しなければならないもの、あるいは事務の共同化、一部事務組合などの連携や国や道の諸制度など、多様な手法の中から最も適したものをしっかりと見極めながら、町民のために町民のニーズにしっかりと対応する行政運営に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 町長の心づもりは大体理解できました。この地方自治、これはもう一体いつから始まったのか。また、この近代的な民主的な地方自治、これは一体いつから行われたのか。それをひもといてみますと明治維新、ご存じのように大政奉還されて、版籍も奉還して、廃藩置県で全て明治政府のほうにお預けしたと。これが明治維新です。

ところが、その当時日本に、日本ではないですよ、まだ。徳川幕府から明治維新に変わって、その当時日本には約80のちっちゃな国、今で言う県です。これが存在している。その中に集落、今で言う市町村です。これは、自然集落って表現しています。これが何と7万日本中にありました。さあ、明治維新、明治政府になってこれは大変だと、再編をしなければならぬと。これは、もう明治政府は死に物狂いでやりました。さて、明治政府がやったことは、まず一番最初にそれぞれの合併基準をつくりましょうと。7万を整理するといったら大変なことです、これ。それで、基準をつくって、それでは3つに分けましょうと。市、町、村と、こういう方向性を出しました。それと同時に廃藩置県のほうで日本中にあるそれぞれが江戸時代まで持っていた藩、これを整理しましょうと。これは、3府72県、約75都道府県、今で言う都道府県がその当時存在していた。これも明治政府としては合併促進法をつくり上げて都道府県の集約を始めた。考えてください。現在で言

う都道府県75に対して、今の市町村に準ずるものが約7万、これを集約して現在は47件、1,800と。この地方自治の発展というものは大変なものです、これ。全部そこに国民が付随します。

さて、町長にお尋ねしたいのは、今後の由仁町、当然先ほどお話しされたように人口構成の問題が一番ネックになってくると考えます。それによる行政サービスの減、また行政サービスができないと。やはり何とかして避けていかないと、先ほどおっしゃったように人口が減っても、小さくてもきらりと残る由仁町、これを維持していくためには一番必要な財源の部分、これは由仁町として1年間の歳出の自主財源の比率、ここを何とか対処していかない限り、先ほど町長が述べられたような小さくてもきらりと輝く由仁町を残していこうと、これは大変難しいと私は考える。昨年国のほうでは地方自治法を改正して国に指示権を与えた。これは今度は水平合併、垂直合併、吸収合併ではなくて国主導の強制的な合併劇が令和の時代に始まると私は考えています。その裏づけが財源です。

さあ、きらりと小さな由仁町を残すため、この政治の世界というのはもう大変です。どのような政治が正解なのか、これは五里霧中で分かりません。近い将来にそうならないように首長として知恵を出し、対処していくと。ただ、どうしても対処できない部分、これは財源の捻出です。大変厳しいと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のほうから再質問で大変厳しいご質問を受けました。確かにこれまで進められてきた合併というのは国主導で、いわゆる札束でほったたいて合併しろよと、そういった合併の手法でありました。これは、恐らく将来もしかしたら起きるかもしれない令和の大合併でも同じようなことが言えるのかもしれませんが。そのときに向けて私は先ほども申し上げましたとおり、できるだけ由仁町として単独で町を存続していくという私の決意を申し上げました。ところが、浮田議員のとおりやはりお金が必要なのであります。そのためには何をするか。まずは、歳入であります。入るを量りていずるを制す。入ってくるお金を考えないと駄目だ。これは、残念ながらうちのいわゆる税収の大幅な伸びというのは期待はできません。ただ、これはもう過去何十年という歴史をもって基幹産業である農業の生産基盤に対する投資を続けてきましたので、かつては農業者の方から納めていただく税金も非常に少なかったのでありますが、最近では大幅に伸びてまいりました。いわゆる世界的規模の食料問題、最近でも米不足というのがあります。まだまだ農業が発展していく、伸びていくという期待を私は持っています。そういう点では急激な増はないにしても、税収は由仁町でも少なからず伸びていくものと私は考えておりますし、そこを期待をしているところでもあります。また、入るを量りていずるを制するでありますか。これは、今のうちの町の現状を見ていただきたい。

学校統合は終わりました。しかし、買っていただいた学校のほかに解体しない学校がまだ1つ残っております。そして、老朽化して利用率が著しく低下した公共施設もあります。由仁町の人口は今4,500人として、これは明治37年の由仁町の人口とほぼ同じであります。ところが、うちの町の公共施設というのは昭和33年の1万3,700人だった

かな、の人口、かつては減りつつもあるけれども、1万人を目指した人口規模、これに合うようなまちづくりを進めてきたわけです。ですから、今これからやらないと駄目なのは、効率的な財政運営するために使わない施設を閉鎖して壊していくと。新たな使い道を考えるのだけれども、それは少ない人口の町民にとって必要なものだけを残す、必要なものだけを造っていくと、そういった政策を進めていかなければならないと私は考えております。

小さくてもキラリということを私は就任するときから訴え続けております。この小さくてもというのは町が小さくても、人口が少なくてもということですが、ここに込めた思いは、小さくてもというのは、これからは行政サービスの量ではなくて行政サービスの質を求める、質を高めていく時代だ、これが私の思いであります。公共施設がいっぱいあるから、町外からたくさんの観光客が訪れるからとか、そんなことではないです。そこに住んでいる町の人方がいかに充実して安全で安心、幸せな生活を送ることができるかというのがこの言葉に秘めた私の思いであります。まだまだ手を緩めることはできません。例えば今公共施設を例にして出しましたけれども、壊す、廃止するとすれば既得権益の方がいらっしやいますので、大変なことになるのですが、将来を見通したときには、これは血を流してでも進めなければならないことはたくさんあると考えております。

そして、事務の広域化であります。これうちの町の場合は、早くから南空知消防組合で消防の広域化であります。そして、ごみであります。これも広域です。葬斎組合、これも広域であります。そして、水道事業、これも広域であります。介護認定審査会、これも広域でやっております。広域が決して悪いということではありませんが、効率的な運営という点では私は非常に効果があると思います。そこで、進めていくときに私は職員に対して言っております。今年の1月ですか。かつての岩手県知事であった増田寛也さんが第2弾の地方が消滅するとき、市町村がなくなるというあの衝撃的な発表の本に続いて第2弾も発表しました。これを見て、私は4月1日の職員向けの訓示で言いました。町がなくなる。私は職員に言いました。町はなくなると、なくなるのは役場だと。役場はなくなるかもしれない。でも、少なくとも6,500ヘクタールの農地で生産活動が行われている以上、由仁町はなくなる。町はなくなる。なくなるのは役場だけである。そのときに職員の皆さんは今までどっちを向いて仕事をしていたのか、これが真に問われると思います。行政というものは三権分立で、行政というのは今、日本では国、都道府県、そして市町村と3層構造となっているわけです。市町村というのは、その3層構造の一番の末端、下なのです。先ほど議員が質問されたように、この行政というのは明治維新後、かつては国の上意下達だったのです。国の指示でこうやれって言ったときに、都道府県に通じて市町村までだあって流れていく。ところが、今昭和になって新憲法ができて、そのありよう変わりました。しかしながら、一部では上意下達、これがまだ依然として残っています。地方分権制度の推進によってこれがなくなるかなと期待したのですが、残念ながらいまだにまだ残っている。市町村がしっかりと自分の足元を見て自立して行政を進めていくには、やはりこの地方分権の推進ということは必要不可欠です。しかしながら、今政治の流れを見ていると違った手法で市町村を縛ってきているなというふうに思わざるを得ないような法改正が進められていることも残念ながら私は感じているところであります。職員は住民

のほうを向いて仕事をしていただきたい。住民の声をいかに把握して町民のために尽くすか、これが私は市町村に与えられた使命だと思っています。その実現のためには少なくとも私が先頭に立っている間は合併する、このことは考えておりません。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） お話分かりました。大変苦勞なされている。これはもう由仁町だけの話ではなく、全国1,800の市町村の首長さんは大変だと。結局地方交付税、これで各自治体が生き延びていると。この地方交付税の中には国のひもづけがたくさん入っている。なかなか自由に地方交付税を使い切れない。地方自治体もやろうと思う事業というのがなかなかできない。

実際由仁町あたりも昭和30年代3割自治、このうちの一つでした。それが現在はもう1割を切っているでしょう。そうしたら、もう9割以上が国から来る国庫支出金だとか、交付税だとか、全て使用目的が限られているような財源措置を今国がやっている。よくこれ例えて話するのはすけれども、日本の統治機構、これはどこかの国に似ているねと。中央集権で1,800の市町村は何か公社と、隣に大きな国があります。財政の中においても同じです、ここは。昭和24年ですか、25年ですか。戦後マッカーサーの指示でアメリカのシャープ博士というのが日本に乗り込んできて、財政的な指導を当時の日本政府にしました。そのときに初めて地方交付税の考え方が出てきました。その近代的な地方自治になってからまだ80年たたないのです。しかも、全部これは第2次世界大戦後、日本が敗戦、終戦ではないのです。敗戦してGHQが日本を再建しようとした。そのためにはGHQ、アメリカの思惑というのは皆さんご存じでしょうか、あります。これは米軍です。地方自治が一番困っているのが沖縄です。横須賀です。米軍キャンプが存在する市町村、これは日本国憲法が通用しません。ご存じのように日米の地位協定、これはたった5条しかないのです。その5条しかないものが103条の日本国憲法を押さえつける。ましてや1,800の市町村を押さえつけると。沖縄の姿を見れば皆さんも分かると思う。これは、地方自治体が責任持つ話ではありません。これは国です。我々も国に対して盛んに政党を通じて打開してほしいと、こういうことは言っております。

そこで、これ最後にしますけれども、全国の町村会、特に北海道町村会でもいい。今回の国の指示権に対する態度、これはやはり先ほど町長が言われたようなお話とは大分ギャップがあるように私には感じる。やはり北海道のそれぞれの町民を守るのであれば、町村会の皆さんが国に対して何かモーションを起こさないと、いつまでたっても改善しない。これは私たち国民のほうも選挙という仕組みがありますから、何とか地方をよくしよう、という訴えの中で選挙はやっております。

もう時間ですのでやめますけれども、この先明治の大合併、これは当時の学生の塾だとか、藩の学校をやめて学制、小学制をつくりましょうと、これは尋常小学校ですけれども、この大合併。さあ、昭和の大合併、これは中学校です。そして、平成の大合併、これは先ほど町長がおっしゃったように地方自治の事務を何とかやりましょうと。さあ、今度起きようとする令和の大合併、これは先ほど佐藤議員が質問されたように6・3制を一本の木

にしてしまうと。これは、文科省にとって、または国の財務省にとってはすごく便利な話だ。これは、当然令和の大合併というのは国はやってくるでしょう。その立てつけに教育の問題をぶら下げてきたときに、これは当町としても断るわけにはいかぬ。

次回は教育問題、それと各課のサービスの問題、これについて質問したい。

今日はこれで終わります。

○議長（後藤篤人君） 答弁要りますか。

○1番（浮田孝雄君） 答弁いいです。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時15分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 認定第1号及び日程第7 認定第2号

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 令和5年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 令和5年度由仁町水道事業会計決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定いたしました。

日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 令和5年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度由仁町水道事業会計決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明させます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対し決算審査意見書が提出されております。

監査委員から補足説明があれば発言を願います。

○代表監査委員（吉田弘幸君） 補足説明はございません。

○議長（後藤篤人君） これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号及び認定第2号の取扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く7名とし、これに付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、7名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（泉 陵平君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、浮田孝雄議員、2番、加藤重夫議員、3番、東貴之議員、

5 番、野市裕司議員、6 番、佐藤英司議員、7 番、中村隆浩議員、8 番、早坂寿博議員。
以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時32分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に佐藤君、副委員長に加藤君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号及び認定第2号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎日程第8 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第8、議案第1号 由仁町自家用有償旅客運送自動車の運行に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町自家用有償旅客運送自動車の運行に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本年10月から実施いたします道路運送法第78条第2号の規定により、運行する由仁町自家用有償旅客運送自動車デマンドバス及び由仁町自家用有償旅客運送自動車デマンドタクシーについて、その運行に関し必要な事項を定めようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 議案第1号 由仁町自家用有償旅客運送自動車の運行に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

本条例につきましては、本年10月から実施いたします由仁町自家用有償旅客運送自動車、デマンドバス及びデマンドタクシーの運行に関する必要な事項を定めるものであります。

条例の根拠につきましては、地方自治法第228条第1項の規定により、使用料に関する事項については条例で定めなければならないとされており、デマンドバス、デマンドタクシーともに利用料を定める必要があることから、運行に関する条例として規定するものであります。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書の1ページをお開き願います。第1条は条例の趣旨で、デマンドバス及びデマンドタクシーを設置し、その運行に関し必要な事項をこの条例により定めるものとしております。

第2条は定義規定で、デマンドバス、デマンドタクシー、それぞれの定義を規定しており、いずれも国土交通大臣の登録を受けて行う運送であって、事前の予約により運行するものと定めております。

2ページをお開き願います。第3条は乗降場所等で、その内容は別表1としておりますが、デマンドバスの乗降場所は由仁駅前、三川駅前、北広島駅前と定めるものであります。デマンドタクシーの乗降場所は、町立診療所、ふれあい交流館、健康元気づくり館、由仁町庁舎と定めるものであります。

第4条は利用対象者で、第1項として、デマンドバスの利用対象者につきましては、原則町内居住者、町内居住者に対し介護や生活支援を行うもの、町内の事業所等に勤務している者とし、第2項といたしまして、デマンドタクシーの利用対象者につきましては別表第2に定める自治区。自治区は、伏見自治区、下古山自治区、古山自治区、三川錦町、三川泉町北、三川泉町南、三川旭町、三川緑町、西三川自治区に居住する者で、第1号として65歳以上の者、第2号以降につきましては道路交通法を引用しておりますが、第2号として幻覚の症状を伴う精神病、意識障害、または運動障害をもたらす病気、認知症患者、アルコール、麻薬、覚醒剤などの中毒者に該当し、免許を与えられなかった者。第3号として、第2号の症状に加え目が見えないことにより安全な運行に支障があると免許の取消し、または停止になった者。第4号として、公安委員会に免許の取消しを申請し、当該免許が取り消された者。こちらにつきましては、いわゆる免許返納者ということになります。第5号として、免許証の更新を受けず免許を執行した者を利用対象者として規定しております。

3ページをお開き願います。第3項につきましては、利用対象者が第1種障害、いわゆる重度の障害と言われる方で、その場合、その利用者の付添人として要件に関係なく1人を対象者として追加できる旨を規定しているものであります。

第5条はデマンドタクシーの利用登録申請等で、デマンドタクシーの利用希望者はあらかじめ利用登録を受けなければならないことを規定しているものであります。

第6条は登録証の譲渡等の禁止で、デマンドタクシーの利用登録証について他人に譲渡、

貸与の禁止を定めるものであります。

第7条は利用方法で、その方法は規則で定めるものとしております。

第8条は利用料で、第1項でデマンドバスの利用料は1人1乗車につき500円、デマンドタクシーの利用料は1人1乗車につき300円と定めるものであります。

第2項は割引の規定であります。別表3で規定しておりますので、5ページをお開き願います。5ページの下段、別表第3になります。1のデマンドバスにつきましては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重度障害者の付添人、小学生を1乗車250円とし、未就学児は無料と規定するものであります。

6ページをお開き願います。2のデマンドタクシーにつきましては、1で障害者手帳の所持者、重度障害者の付添人。2で病気等で免許を与えられないこと、免許の取消し、または停止になっていること。3では免許を返納したこと、免許の更新を受けず免許を失効したことを証明できる書類をあらかじめ利用登録申請時に提示した者に対し、1乗車100円と規定するものとしております。

なお、デマンドタクシーの表の一番下、第3項につきましては、割引の期間を登録証の交付を受けた年度と、その翌年度までとすることを定めております。

4ページに戻りますので、4ページをお開きください。第9条は、利用者の責務を規定しております。

第10条は利用の禁止で、職務上の指示に従わないとき、車両を汚損、損傷するおそれがあると認めるときなどは乗車の拒否、または降車させることができる旨を定めているものであります。

第11条は損害賠償の規定であります。

第12条は運行の制限等で、災害、悪天候やその他特別な理由によって運行上の支障があると認めるときは、運行の制限、または運行の中止をすることができる旨を定めております。

第13条は業務委託で、運行に関する業務の全部、もしくは一部を委託することができる旨を規定しております。

第14条は委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は、令和6年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町自家用有償旅客運送自動車の運行に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(後藤篤人君) 日程第9、議案第2号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 住民課長

○住民課長(中道康彦君) 議案第2号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行おうとするもので、第2回定例会において専決処分承認をいただいた改正以外の改正となります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますが、簡略化して一覧にしたものを議案第2号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第2号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第34条の7は寄附金税額控除で、新たな公益信託制度の創設に伴い所得税法における寄附金控除に係る規定が改正されたことに合わせまして本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

第56条は固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、2ページをお開き願います。私立学校法の一部改正に伴い引用する条項に条ずれが生じることから、修正しようとするものであります。

現行の附則第4条の2は公益法人等に係る町民税の課税の特例で、租税特別措置法の規定により公益法人等に対して贈与、または遺贈した財産が公益目的事業の用に供さなくなった場合においては所得割を課することとされていた特例規定につきまして、新たな公益信託制度の創設に伴い地方税法の関係規定が削除されたことから、本条例においても削除しようとするものであります。

3ページをお開き願います。別表第1は、先ほど説明いたしました第34条の7の改正に合わせて文言を整理するものであります。

附則であります。第1条は施行期日で、第56条の改正規定は令和7年4月1日から、その他の改正規定及び附則第2条の規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行しようとするものであります。

第2条は町民税に関する経過措置で、所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項に規定する寄附金控除に関する経過措置が適用される場合の改正後の第34条の7第1項、第1号ケの規定の適用に係る読替規定であります。

以上で内容の説明は終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第10、議案第3号 由仁町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、施設の老朽化及び処分制限期間の経過により伏見台テニスコートの用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 教育課長

○教育課長（大塚郁代君） 議案第3号 由仁町公園条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、利用者の減少及び施設の老朽化により現在休止しております伏見台テニスコートについて補助事業の処分制限期間が過ぎたことから、本施設の用途を廃止するため、由仁町公園条例において関係条文等の規定の削除並びに文言を改めようとするものであります。

新旧対照表でご説明しますので、議案第3号資料を御覧願います。右が現行、左が改正案です。第6条は使用料で、伏見台テニスコートに係る規定を削除するものであります。

別表第1は町の設置する公園の名称及び所在地で、伏見台公園の主な施設名からテニスコートを削除するものであります。

別表第2は使用料で、2ページ目を御覧ください。別表第2の伏見台テニスコート使用料を削除しようとするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明は終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(後藤篤人君) 日程第11、議案第4号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第4号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 住民課長

○住民課長(中道康彦君) 議案第4号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により本年12月2日に現行の健康保険証が廃止になることに伴い、本条例における健康保険証に関わる関係規定について所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますので、議案第4号資料を御覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。第10条は罰則に関する規定で、保険税を滞納している世帯主に対し、国民健康保険法で定めるところによる被保険者証の返還に応じない場合に係る規定の削除及び条ずれの修正と文言の整理を行おうとするものであります。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は令和6年12月2日から施行しようとするものであります。

第2項は経過措置で、この条例の施行の日前にした行為及び関係政令の規定により、な

お従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第5号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、健康元気づくり館の整備に伴い計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 議案第5号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について内容の説明をいたします。

本計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としているところでありますが、このたびの変更は猛暑対策として利用者が安心して施設を利用できる環境を整備するため、健康元気づくり館に冷暖房設備を設置し、施設の機能強化を図ろうとするものであります。この健康元気づくり館の整備事業につきましては、その財源として過疎債を充当することを予定していることから、今回計画の一部を変更しようとするものであります。

変更内容につきましては新旧対照表により説明いたしますので、議案第5号資料を御覧願います。議案第5号資料、表の右側が現行、左側が改正案となっております。1ページ目の表中、右側の現行欄を御覧願います。事業名の欄、(8)、過疎地域持続的発展特別事業の下に児童福祉、ひとり親家庭等医療費助成とありますが、左側の改正になりますが、その上に福祉拠点、健康元気づくり館改修事業、事業主体に町を加えるものであります。なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、この計画変更案について北海道と事前に協議を行ったところ、7月5日付で北海道知事より異議がない旨の通知があったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第13、議案第6号 令和6年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では由仁町物価高騰等支援給付金及び新型コロナワクチン定期接種事業費並びに令和5年度事業に係る国及び北海道への返還金の計上などで、歳入では国庫支出金及び地方交付税の増額並びに繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 1つだけお伺いしたいのですが、15ページのこの由仁町物価高騰等支援給付金、半年ぐらいたって約1,061万、これ昨年に対して何人増えたのですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時31分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま佐藤議員のご質問に対しまして、副町長のほうから回答させていただきます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

まずもって、回答する前に私の説明が間違っておりましたので、その説明を訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。まず、1,061万でありますけれども、今私が説明いたしました転入分というのは2世帯分です。これが1世帯10万円ですので、これについては20万円と。それと、子供の加算が5万円ありますけれども、この子供の加算が10万円掛ける5人ということで、転入分については両方合わせて70万円になります。このほかに先ほど歳入でも説明して、国から補助金もらっておりますけれども、定額減税に係ります調整交付金と。これで4万円の減税でありますけれども、それで返せない分を現金で給付すると。その部分がほとんどでありまして、その部分が991万円ありますので、合計、合わせて1,061万ということになります。先ほど1回目の説明、私の間違いでございます。申し訳ありませんでした。

○議長（後藤篤人君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思っておりますので、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和6年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（後藤篤人君） 日程第14、議案第7号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では令和5年度特別交付金の額の確定による返還金の追加などで、歳入では繰越金の計上及びこれに伴う財政調整基金繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（後藤篤人君） 日程第15、議案第8号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会

計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護報酬改定に伴うシステム改修費及び令和5年度の介護給付費及び地域支援事業に係る返還金の計上などで、歳入では一般会計繰入金増額及び準備基金繰入金の減額並びに繰越金の計上が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第9号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では電子カルテシステムの改修及びエアコン等購入に係る費用の追加などで、歳入では繰越金の計上及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 10 号

○議長（後藤篤人君） 日程第 17、議案第 10 号 令和 6 年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 10 号 令和 6 年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では診療所への施設管理負担金の減額、歳入では繰越金の計上及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 10 号 令和 6 年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長(後藤篤人君) 日程第18、議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第4号と同様の理由により広域連合の規約変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 住民課長

○住民課長(中道康彦君) 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により本年12月2日に現行の健康保険証が廃止になることに伴い、本規約における健康保険証に関わる関係規定について所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますので、議案第11号資料を御覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。第4条は広域連合の処理する事務であります。現行の条文は広域連合において処理する事務のほか、別表第1で関係市町村において処理する事務が定められております。この別表第1に被保険者証に関わる事務が規定されておりますので、別表第1を削除し、本文において後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理することに改めようとするものであります。

第19条第2項は文言の整理であります。

附則であります。この規約は、北海道知事の許可の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長(後藤篤人君) 日程第19、議案第12号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第12号 公平委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

現在公平委員であります大坂直人氏は、本年9月27日をもって任期満了となります。大坂氏は人格高潔で、人事行政に関して公平であり、また卓越した識見を有しておりますことから、委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任したく提案した次第であります。

なお、大坂氏の任期につきましては、本年9月28日から令和10年9月27日までの4年間であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号 公平委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤篤人君） 起立全員であります。

これに同意することに決定いたしました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（後藤篤人君） 日程第20、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在教育委員会の委員であります河端美津恵氏が任期満了により本年9月30日をもって退任されることになりました。

その後任として由仁町本三川在住の河端直美氏を任命しようとするものであります。河端直美氏は、人格高潔で、教育に関して豊かな識見と熱意を有しており、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、新たに任命したく提案した次第であります。

なお、河端氏の任期につきましては本年10月1日から令和10年9月30日までの4年間であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第13号 教育委員会委員の任命については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤篤人君） 起立全員であります。
よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第21 選挙第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第21、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

選挙管理委員会委員及び同補充員は、令和6年9月29日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条の規定により選挙管理委員会委員及び同補充員各4名を選挙する。

令和6年9月10日提出。由仁町議会議長、後藤篤人。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この選挙第1号につきましては、どのような選挙の方法がよろしいか、ご意見を伺います。

東君

○3番（東 貴之君） 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については、議長の指名により4名の委員による選考委員会を構成し、休憩中に選出することとしてはいかがでしょうか。

○議長（後藤篤人君） ただいま東君から、議長の指名により選考委員を4名指名し、選考委員会を構成して選出してはどうか、さらに休憩中に選出してはとの意見が出されましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（泉 陵平君） 発表いたします。

選考委員4名の指名については、副議長、早坂寿博議員、議会運営委員会委員長、加藤重夫議員、総務産業常任委員会委員長、佐藤英司議員、議会運営委員会副委員長、大島敏弘議員、以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名を選考委員とすることに決定いたしました。

休憩いたしますので、直ちに選考委員会を開催の上、選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名、計8名を選考願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時11分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

選挙第1号につきましては、選考委員会の選考が終了しております。その結果について選考委員長の報告を求めます。

早坂君

○8番（早坂寿博君） 選考委員の互選で委員長となりました私から選考結果を報告いたします。

まず、選挙管理委員会委員につきましては、由仁町東栄336番地、滝口正男氏、次に由仁町東栄286番地、谷口和美氏、次に由仁町川端2426番地、山根博樹氏、次に由仁町三川錦町120番地、高橋俊之氏、以上の4名でございます。

次に、選挙管理委員会委員の補充員につきましては、第1順位、由仁町岩内2821番地、作田茂与氏、第2順位、由仁町新光432番地の4、野島浩史氏、第3順位、由仁町西三川711番地、吉田真由美氏、第4順位、由仁町中央259番地、安達智氏、以上の4名でありますので、報告とさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきましては、ただいまの選考委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は選考委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月11日から9月17日まで休会とし、9月18日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(後藤篤人君) 皆さんに連絡いたします。

9月18日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時15分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

4 番 議 員 大 畠 敏 弘

5 番 議 員 野 市 裕 司